

松くい虫防除事業補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、西宮市内の松樹の所有者または管理者（以下「所有者等」という。）で、松くい虫防除事業を実施した者に対して、市がその経費の一部を補助することにより松くい虫による被害のまん延の防止を図ることを目的とする。

(対 象)

第2条 この要綱において、松くい虫防除事業（以下「防除事業」という。）は、つぎの表に掲げる事業で主として市街化区域（都市計画法第7条第2項の市街化区域をいう。）または当該区域の周辺で市長が特に必要と認める区域で行われるものをいう。ただし、国・地方公共団体、及びそれらの機関と施設の管理契約を締結する団体等が実施する防除事業は除く。

事業名	事業の内容	事業規模
伐倒駆除事業	松くい虫被害樹木の伐倒及び薬剤の散布または当該樹木の伐倒及びはく皮ならびに当該樹木の枝条及び樹皮の焼却	材積0.5立方メートル以上

(補 助)

第3条 市長は、予算の範囲内において、防除事業を実施した者に対して当該事業費の一部を補助するものとする。

2 前項に規定する補助は、兵庫県が定める松くい虫防除損失補償事業に係る標準単価を参考にして市長が定める補助単価に第5条の規定による通知に係る防除事業の事業量を乗じて得た額に相当する金額以内とする。

3 第1項の規定による補助は、20万円を限度とする。

(補助金交付の申請)

第4条 前条に規定する補助金の交付を受けようとする者は、補助金等の取扱いに関する規則(昭和57年西宮市規則第81号。以下「規則」という。)第7条第1項に規定するところに従い、あらかじめ補助金等交付申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

(補助金交付決定の通知)

第5条 市長は、前条に規定する補助金等交付申請書の提出があったときは、規則第8条第1項に規定するところに基づき当該申請書の審査および必要に応じて行う実地調査等により、補助金の交付の適否を決定し、その結果を同条第2項の規定に基づき、申請者に対し補助金等交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する決定をするに当り必要な条件を付することができる。

(防除事業計画の変更等)

第6条 前項第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該通知に係る防除事業（以下「補助事業」という。）の変更もしくは中止または廃止しようとするときは、規則第11条第1項に規定するところに基づき、あらかじめ補助事業等変更等申請書(様式第3号)を、市長に提出しなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による申請があった場合について準用する。

(補助事業の完了届および請求)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書(様式第4号)に規則第17条に規定する補助金等交付請求書(様式第5号)を添えて市長に提出しなければならない。

(補助事業の完了検査および補助金額の確定)

- 第8条 市長は、前条に規定する補助事業等実績報告書の提出があったときは、当該報告に係る補助事業の内容が、第5条の規定による補助金の交付決定の内容およびこれに付された条件に適合するか否かを必要に応じて行う実地調査等により検査し、適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定させ、当該確定させた補助金額を補助事業者に交付するものとする。
- 2 市長は、前項に規定する検査の結果が不適合であるときは、規則第15条第2項の規定に基づき、補助事業に適合させるための措置を補助事業者に対し命じるものとする。
- 3 前項の規定による命令を受けた補助事業者は、当該命令に係る措置をすみやかに実施し、規則第15条第3項の規定によりその結果を補助事業是正措置完了報告書(様式第6号)により、市長に報告しなければならない。
- 4 第1項の規定は、前項の規定による報告があった場合について準用する。

(補助金交付決定の取消しまたは補助金の返還)

- 第9条 市長は、補助事業者がつぎの各号の一に該当するときは、規則第18条第1項の規定に基づき、その者に係る補助金の交付決定の一部もしくは全部の取消しまたは補助金の返還を求めるものとする。
- (1) 補助金を補助事業の目的以外に使用したとき。
- (2) 第5条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
- (3) 補助事業を市長の承認を受けずに変更しもしくは中止しまたは廃止したとき。
- (4) 補助事業に関し詐欺その他不正な行為を行ったとき。
- (5) 前条第2項に規定する命令に従わないとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。
- 2 前項の取消しまたは返還を求める場合において、市長は、補助金交付決定取消通知書(様式第7号) または補助金等返還命令書(様式第8号)を当該補助事業者に送達するものとする。

付 則

- 1 この要綱は、昭和58年7月1日から施行し、昭和58年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成14年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

付 則

この要綱は、平成26年5月1日から適用する。